

基盤整備事業 評価の考え方と配点・採点基準について(案)

1 評価の考え方

(1) 評価のための審査は、非公開とする。(運営委員会で決定する。)

(2) 各委員は、下記「2 評価手順」に基づき事業毎にランク付けを行う。

(3) 運営委員が事業実施主体と利害関係 がある場合には、該当する事業の評価は行わない。
利害関係とは、運営委員が申請者(団体・組織)に審査時点で属している場合をいう。

(4) 運営委員会は、必要に応じて事業者から意見等を聴くことが出来る。

2 評価手順

東京都のとりまとめた調査報告書等に基づき、以下の観点で運営委員会において審議を行い、総評して評価ランク付けを行う。

<評価の視点>

数値目標の観点 : 事業者が企画提案時に示した数値目標(集客数、研修等に対する満足度調査の結果)の達成状況を評価する。

数値目標以外の多様な観点: 各運営委員の専門的観点、多様な視点で実施内容を評価する。

3 評価ランク、公表

「2 評価手順」<評価の視点> の結果を右記の表に当てはめ、ランク付けし、公表する。

ランク	考え方
S	特に優れた成果が得られた
A	優れた成果が得られた
B	一定の成果が得られた
C	限定的であるが成果が得られた
D	成果が得られなかった